

第 三 条	（公 共 下 水 道 等 の 構 造 の 基 準 ）	法 に お い て 使 用 す る 用 語 の 例 に よ る 。	第 二 条	（用 語 の 定 義 ）	る も の と す る 。	処 理 場 の 維 持 管 理 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め	等 「 と い う 。」 の 構 造 の 基 準 な ら び に 終 末	水 道 お よ び 流 域 下 水 道 （以 下 「 公 共 下 水 道	の 規 定 に 基 づ き 、 福 井 県 が 管 理 す る 公 共 下	年 法 律 第 七 十 九 号 。以 下 「 法 」 と い う 。」	第 一 条	こ の 条 例 は 、 下 水 道 法 （昭 和 三 十 三	（趣 旨 ）	関 す る 条 例	福 井 県 公 共 下 水 道 等 の 構 造 の 基 準 等 に	福 井 県 条 例 第 八 十 号	福 井 県 知 事  西 川  一 誠	平 成 二 十 四 年 十 二 月 二 十 日	る 条 例 を 公 布 す る 。	福 井 県 公 共 下 水 道 等 の 構 造 の 基 準 等 に 関 す
-------------	--	---	-------------	-----------------------------	---------------------------------	---	---	---	---	---	-------------	--	--------------	-----------------------	---	---	---	--	---	---















